

資料 1

番号	ご意見のポイント	ご意見の概要
1-1	特定秘密制度とのシームレスな運用	新制度と特定秘密制度とがシームレスに運用されることが重要。第1回諮問会議の岸田総理(当時)の発言も踏まえ、その趣旨を「法の運用に当たって留意すべき事項」に記載すべき。
1-2	拡張解釈の禁止並びに基本的人権及び報道・取材の自由の尊重	特定秘密保護法の運用基準と同内容だが、「法を解釈適用するに当たって従わなくてはならない基準である。」という文言が書かれていない。運用する側への制限については、特定秘密保護法と同レベルであるべき。
1-3	報道・取材への自由への配慮	「著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とする」とあるが、どういったことが著しく不当であるのか明記すべき。
1-4	拡張解釈の禁止並びに基本的人権及び報道・取材の自由の尊重	拡張解釈の禁止や基本的人権の尊重を担保する具体的措置として、「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」(ツワネ原則)で示されている以下の事項を記載すべき。 ・国民の情報アクセス権を制限する正当性の証明が政府の責務であることの明示(原則1、4) ・政府が秘密にしてはならない情報の明示(原則10) ・秘密指定が許される最長期間の明示(原則16) ・国民が秘密解除を請求するための明確な手続規定(原則17) ・全ての情報にアクセスできる独立した監視機関の設置(原則6、31～33) ・内部告発者の保護規定(原則43、46) ・一般国民は秘密情報を求めたり入手したりしたという事実を理由にした刑事訴追をされないこと(原則47、48)
1-5	重要経済安保情報を取扱う者の責務	重要経済安保情報の漏えいの働き掛けを受けた場合には、上司その他の適当な者へ報告することになっているが、報告を受領した上司その他の適当な者は、その後どうすべきか示されていない。

番号	ご意見のポイント	ご意見の概要
2-1	「基盤公共役務」の範囲	「基盤公共役務」の範囲について（警察、海上保安庁、自衛隊、原子力発電所、農協、漁協）
2-2	「重要物資」の範囲について	「重要物資」の範囲について（ウラン、食料、原油）
2-3	重要経済基盤保護情報該当性	「重要経済基盤保護情報該当性」の詳細について（基幹インフラ制度、原子炉防護技術、特定重要技術、Kプロ研究成果、特許非公開制度において保全指定されたという情報）
2-4	「外部」が不明確	「外部から行われる行為」という言葉が頻出するが、「外部」が何を意味するかは不明。
2-5	非公知性と真実相当性	報道されただけではその真実性は担保されていないので、単に報道された内容が情報と同一だというだけでは必ずしも非公知性は失われないのではないかと。
2-6	技術分野の海外協調	特定重要技術である宇宙、海洋、量子、AIなどに関しては、革新的な技術やそれに係る情報であっても、重要経済基盤に関するものでなければ本法の保護対象外とも解釈できる。国際的なビジネスを展開していく上で制度の導入を求めてきた背景もあり、外国政府との間での技術に関する機微情報の共有が可能となることを期待。
2-7	恣意的に指定できる	重要経済安保情報の基準が不明確。あまりにも広範囲で指定する側が恣意的に拡大解釈できてしまう。
2-8	ガイドラインで明確化が必要	重要経済安保情報として指定される情報の内容を、ガイドライン等において出来る限り具体的に示すべき。
2-9	抽象的・包括的指定の禁止	特定秘密保護法では、抽象的・包括的に秘密指定がされており、そのために秘密指定が拡大して歯止めがない。米国の制度などを参考にして、抽象的・包括的に指定を行うことを禁止すること、文書単位で具体的に指定を行うべきことを明記すべき。
2-10	不適切な指定に対する通報義務	「公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の事実を指定し、又はその隠蔽を目的として、指定してはならないこと」が記載されているのだから、取扱業務者等が上記事実の指定を発見した場合には、通報窓口に通報する責務があることを明記すべき。

番号	ご意見のポイント	ご意見の概要
2-11	事業者からの提供された情報	事業者が元から持っている情報が、政府に共有したというだけで規制の対象になるのであれば、政府への情報提供への強いディスインセンティブとなる可能性。事業者から提供された情報のうち、指定対象とならないものは明確にすべき。
2-12	付加価値を付加した場合のみが指定対象	特定秘密保護法の場合、事業者から提供された情報を特定秘密に指定しているのは、「分析等付加価値を付加した場合」と内閣官房が説明しているところ、本法でも同様の理解で間違いはないか。
2-13	指定の有効期間	特定秘密保護法では、「指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定める」、「行政機関の長は、指定の有効期間の基準を定めることが可能な情報についてはこれを定めるなどにより、統一的な運用を図るものとする」としている一方、こちらは、「経済安全保障を巡る情勢変化の速さを勘案して、適切であると考えられる期間を定める」とされているのみ。いたずらに長い有効期間が設定されることで人々の知る権利の侵害が起きないように、特定秘密保護法と同様に定めるべき。
2-14	保護規程の内容の統一化	各行政機関の長は、重要経済安保情報を適切に保護するため保護規程を定めることになっているが、その内容はできる限り統一すべき。
2-15	漏えいにより著しい支障がある経済分野の情報	漏えいによって安全保障に「著しい支障」がある経済分野に関する情報については、特定秘密保護法が適用されると説明している。法改正ではなく、運用により特定秘密を経済分野について拡大するのは歯止めが効かない。
3-1	事業者発の解除	指定の解除・一部解除は、いずれも行政機関の判断になるが、事業者や個人からの情報提供による解除はあり得るか。サイバーセキュリティに関する情報の更新頻度は非常に速く、1年単位の点検では追いつかない可能性。
3-2	指定解除後の文書をすべて移管すべき	指定の有効期間が30年を超える場合と25年を超える場合については、指定が解除された後は国立公文書館に移管する規定があるが、それ以外はない。指定の有効期間の長短に関わらず、恣意的な文書廃棄を防止するために、指定の解除後はすべて国立公文書館に移管することを明記すべき。
4-1	適性評価の基本的な考え方の担保措置	基本的人権の尊重、プライバシーの保護、調査事項以外の調査の禁止、適性評価の結果の目的外利用の禁止、は重要な事項ではあるが、それを担保する規定が一切ない。違反には罰則規定が不可欠。

番号	ご意見のポイント	ご意見の概要
4-2	徹底して調査すべき	評価対象者の人格や思想の根幹を決定、表現する部分について調査しなければ、情報漏洩するリスクを軽減できないため、評価対象者の活動については徹底して調査すべき。
4-3	適性評価を受ける従業員の範囲	適合事業者が重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせようとする従業員の人選・人数は、適合事業者の裁量で行えるのか。
4-4	政府側の名簿掲載の判断	適合事業者から提出された従業員について、適性評価実施責任者が名簿に記載しないのはどのような場合か。名簿に記載しない者がある場合の適合事業者への通知では、記載しない理由も通知されるのか。
4-5	委託者の扱い	委任契約等により適合事業者の特定の業務に従事する弁護士、公認会計士、弁理士、医師、大学教員等は、適合事業者と雇用関係になく、指揮命令を受ける関係にもない。これらの者も適合事業者の業務に従事する限りにおいて、適合事業者の従業員として適性評価の対象とし得るのか。
4-6	同僚や上司の適性評価	評価対象者の同僚や上司等も適性評価を取得することになるのか。
4-7	毀損活動の拡大解釈	国会での法案審議で、「重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項」との関係で、性的動向まで調査対象になるとの拡大解釈の余地があるかのような発言があった。家族等を含め広範な市民の人権・プライバシー侵害等が懸念され、調査事項の範囲が恣意的に拡大されかねない。重要経済基盤毀損活動との関係について、拡大解釈が許されないことを明記すべき。
4-8	毀損活動における「政治上その他の主義主張」	重要経済基盤毀損活動には「政治上その他の主義主張に基づき」との項目があり、評価対象者の内心・思想信条に踏み込んで調査することが前提になっている。
4-9	戸籍情報を使うべきではない	適性評価調査において、戸籍の提出・使用を求めるのは、差別につながるためやめるべき。
4-10	理由の通知を希望しない申し出	この申出を行う際には、事業者から承諾を得る必要がないこと、事業者はこの申出を行ったかどうかを通知する必要はないこと、事業者はこの申出を行ったか評価対象者から聞き出したり、この申出を行わないことを強要してはならないことを明示すべき。
4-11	家族の同意がない	本人の意思＝家族の意思ではなく、家族個々人にとってはその意思が無視されているのは基本的人権の侵害となるのではないか。

番号	ご意見のポイント	ご意見の概要
4-12	上司等が調査に応じない場合の扱い	上司等に対する調査や関係者に対する質問に応じるかどうかは上司等や関係者の任意なのか。上司等や関係者が調査や質問に応じない場合には、評価対象者に対する適性評価はどうなるのか。
4-13	上司等に守秘義務がない	上司等が調査を受けたこと自体の秘密保持などが明記されておらず、調査に係る情報保全が不十分。
4-14	上司等が社内に確認することの可否	上司等が、調査の内容について正確を期するため、保護責任者や人事担当部署等の社内関係者に確認することの可否が示されていないため、運用基準もしくは調査票に追記すべき。
4-15	調査には限界がある	調査に際して、適合事業者として正確な情報として報告可能な情報は限られていることには留意いただきたい。
4-16	本人が開示していない情報を上司等に確認すること	上司等に対する質問等に関して、評価対象者が当該上司等へ開示していないことが流出しないような配慮・質問項目の制限が必要。例えば、評価対象者が既往歴を開示していない中で、既往歴があると推定できるような質問を投げかけることは、調査対象者のプライバシーが保護できない。
4-17	知人への連絡手段	「その他の知人」にどのように連絡するのか。あらかじめ行政機関側が、評価対象者の交友関係を知っていることが前提とされているのではないのか。
4-18	関係者への同意	事業者が適性評価調査実施担当者からの求めに応じて評価対象者に関する人事管理情報等を報告する場合に、あらかじめ本人の同意を得る必要はないのか、その理由も併せて伺いたい。
4-19	人事管理情報の確認手段	評価に際して、過去に評価対象者を雇用していた事業者等に対して人事管理情報等の報告を求めることができるとされているが、どのようなルートを通じて事業者への確認が行われるのか。
4-20	照会を受けた側の対応	照会を受けた側が情報提供を拒むことができる旨を明示すべき。「情報提供義務はあるが、応じなくても罰則はない」という国会答弁の内容ではなく、「そもそも情報提供をするかは照会を受けた者の自由な判断に委ねられる」とすべき。
4-21	外国籍であることのみによる判断	国籍を問う内容になっているが、外国籍であることのみをもって適性評価の判断が下されるのか。

番号	ご意見のポイント	ご意見の概要
4-22	理由の通知の内容	適性があると認められなかった場合に、本人または家族等の国籍が重要な判断要因であったときには、その理由には、当該事実が通知されるのか。
4-23	理由を聞くことの禁止	適性があると認められなかった評価対象者から、事業者がその理由を聞き出してはならない旨を明記し、事業者に対する周知を徹底すべき。
4-24	事業者にも進捗状況を共有すべき	進捗状況を確認した上で、評価対象者に状況を伝達することになっているが、適合事業者が進捗状況を確認した場合には適合事業者にも進捗状況を伝達すべき。
4-25	適性評価の電子申請	業務の効率性や申請に伴う事務負担の軽減等の観点から、質問票の提出等の適性評価に関わる手続きを電子化すべき。
4-26	事後報告	「外国籍の者と結婚した場合その他外国との関係に大きな変化があったこと」があれば申し出る必要があるとのことだが、その申し出があれば、適性があると認められないということか。
4-27	事後報告の対応	事後報告に値するような項目に該当したら、ただちに情報漏洩のおそれがあるとして職務を停止させるべき。危険因子を持つ人間に対しての判断が甘すぎる。
4-28	常時監視がないようにすべき	本人のうっかりした報告忘れもある。それを回避するためのチェックと称して、適性があると認められた者を常時監視するようなことがないようにすべき。
4-29	内閣府の調査人員体制	内閣府の適性評価調査実施機関の人員配置について明らかにされたい。
4-30	内閣府の情報管理	内閣府に膨大な調査対象者の個人情報や企業の情報を集約することになり、内閣府の情報管理や目的外利用の禁止が厳に担保されるべき。
4-31	不同意等の3年保存	評価対象者が評価に不同意の申出、又は同意の取下書の提出を行った場合には、速やかに関係する文書を廃棄すべきで、3年間保存するとの定めには合理性がない。
4-32	目的外利用の例	適性があると認められた結果の通知を受けた本人は、その事実を社内で共有することは可能か。
4-33	目的外利用の例	適合事業者が、適性評価が実施された事実や適性評価の結果等の個人情報を、当該適合事業者内の「人事記録」に記載することは目的外利用にあたるのか。
4-34	目的外利用の例	適合事業者が、適性があると認められなかった従業者を、重要経済安保情報を取り扱わない部署に配置転換したり、重要経済安保情報を取り扱わない業務に変更したりすることは、目的外利用にあたるのか。

番号	ご意見のポイント	ご意見の概要
4-35	目的外利用の例	重要経済安保情報を取り扱うことが「業務の全部」とした労働者派遣契約である場合、当該派遣労働者が適性があると認められなかったときには引き続き当該業務に従事させることができない。この場合、派遣会社側に派遣労働者の変更又は契約解除を求めることは、目的外利用にあたるのか。
4-36	目的外利用の例	適性評価を取得することを前提で採用する場合、適性があると認められなかったら採用・内定取消することは可能なのか。
4-37	どこまで社内共有できるのか	適合事業者において、ある従業者が適性があると認められたという事実を、どのような範囲で共有することが可能なのか。当該従業者の上司以外の者が知ることがないように情報を管理する必要があるのか。
4-38	目的外利用の事例共有	今後の判断の蓄積を踏まえ、ガイドライン等に目的外利用等に当たる事例や当たらない事例を詳細かつ明確に記載いただきたい。
4-39	目的外利用禁止の担保措置	上司等も適性評価の結果を知り得る可能性があるのに、どのように人事評価等において目的外利用がなされないということを担保するのか。
4-40	適性評価のチェックのための第三者機関	適性評価の運用をチェックする第三者機関を設けて、立入りや報告聴取、資料提出要求の権限を与え、チェックを行う要件や方法等について運用基準において明示すべき。
4-41	苦情の処理結果への対応	一度の苦情の処理で終わらせるのではなく、苦情の申出を行った評価対象者が苦情の処理の結果について質問を行ったり、説明を要求したりする機会が整備されるべき。
4-42	苦情処理は第三者機関で	苦情の申し出たことに対して不利益な取扱いを禁止する規定はあるものの、実際に被った不利益な取扱いが「苦情の申出をしたことを理由として」なのかどうかは立証困難であり、苦情の申出をためらうことになるのではないかと懸念される。苦情処理は、独立した第三者機関が行うように措置すべき。
4-43	相談窓口の意味	特定秘密保護法では、苦情受理窓口において、評価対象者本人だけではなく評価対象者以外の者からの苦情も一括して取り扱うこととされているが、こちらでは、評価対象者以外の者からの疑問や相談と個人情報の目的外使用をされたと考える評価対象者からの相談をまとめて別の相談窓口が引き受けることになっている。苦情受理窓口と相談窓口を別建てにした理由が分からないので、両者の区別は周知されるべき。

番号	ご意見のポイント	ご意見の概要
4-44	労使での解決	目的外利用されたような場合に行政の相談窓口へ相談する前に、適合事業者や労働組合に相談して労使間の対話において解決に導くことが実務が円滑に進むことにつながると思う。ガイドラインやQ&Aの中で、労使で相談する仕組みの設置について記載すべき。
4-45	労使協定の締結	適性評価の実施は労使協定の締結を条件とすべき旨を運用基準に記載すべき。
4-46	継続調査	米国においては、適性評価のAIによる自動化や、期間を設定しての評価(X年に1度の再評価)からリスクベースの評価(クリアランス保有者の渡航情報、犯罪情報などをモニタリングして常時評価)への移行が進んでいる。将来的には我が国においても同様の仕組みを導入することを検討すべき。
5-1	早期かつ十分な打診	事業者で重要経済安保情報の提供を受けるか否かを判断するにあたり、社内での検討等が必要。行政機関から事業者への情報提供は、早期かつ十分に行われるよう運用基準等において明確にすべき。
5-2	事業者とのコミュニケーションが必要	事業者が適合事業者として認定を受けるべく準備を進めるにあたっては、どのような情報が重要経済安保情報に指定されるかの感触を得ることが検討開始の起点となる。各行政機関においては、提供の対象と想定される事業者と速やかにコミュニケーションを行うことが求められる。
5-3	保護責任者と業務管理者	「保護責任者」や「業務管理者」は、代表権を有するといった職制等の制限はあるのか。また、適性評価を受ける必要があるのか。
5-4	警備会社への委託	民間事業者の施設については、警備会社に鍵の管理や監視保全を委託されることが一般的であり、適合事業者の保護責任者だけに負わせることは非現実的。こうした業務を警備会社に委託することを排除することのないようにすべき。
5-5	インターネット環境の必要性	サイバー攻撃に関連する情報解析を行うにはインターネット環境が必要であり、重要経済安保情報を取り扱う場所にインターネットがない場合は、実務上、支障が出る可能性がある。
5-6	クラウドの利用を認めるべき	重要経済安保情報の取扱いには、オンプレミス環境を想定しており、クラウド環境が想定されていないように読める。しかし、計算量の多いAI関係の処理や大量データの処理などを考えると、オンプレミス環境ではなくクラウド環境で処理の方が利便性が高い場合もある。設備要件を設定する際には、技術中立的なアプローチを採るべき。
5-7	教育の内容を示すべき	従業員への重要経済安保情報の保護に関する教育の内容を具体的に示していただきたい。

番号	ご意見のポイント	ご意見の概要
5-8	事業者で行うべき検査の内容	規程において、事業者がすべきとされている「検査」とは、具体的にどのような内容を想定しているのか。
5-9	適合事業者認定と国籍	日米間の協力は経済安全保障の強化に不可欠であるため、企業や個人の適格性を評価する際には、米国のような志を同じくする国の企業を好意的に扱うべき。国籍のみを根拠として企業の適格性を否定すべきではない。
5-10	基幹インフラ事業者を適合事業者認定する際の	特定社会基盤事業者が適合事業者に認定されない場合には、基盤インフラの安定的な提供体制に支障が生じる可能性があるが、特定社会基盤事業者が外国事業者の子会社・関連会社であることのみを理由として、適合事業者に認定されないということはないとの理解でよい。特定社会基盤事業者に関する適合事業者の認定審査においては対象事業者と十分に協議すべき。
5-11	考慮要素を満たさない適合事業者認定	セキュリティ・インシデント対応等において基盤公共役務の安定的確保のために、脆弱性等の重要経済安保情報を提供する必要性が認められるものの、適合事業者の考慮要素の一部を外形的には明らかに満たさないという事業者も存在し得る。そうした事業者でも、総合的な判断の上で適合事業者に認定される可能性はあるか。
5-12	FOCI審査が不十分	別添12により、FOCIの状況が審査されることになっているが、米国におけるSF328(Certificate Pertaining to Foreign Interests)による確認内容の全てを網羅できていない。別添12の確認内容が不十分と判断されて、外国政府との秘密情報共有に支障をきたすおそれはないか。
5-13	社長の適性評価が不要で大丈夫か	社長や取締役会議長のセキュリティ・クリアランスの取得は必須ではないことが示されているが、米国ではCEOや取締役会議長の取得の必要性が示されている。必ずしも同一である必要はないが、「諸外国に通用する制度となる」ように、FOCIを含めた制度整備と、諸外国との政府間交渉が行われることが必要。
5-14	適合事業者認定の単位	適合事業者の認定は、個別の重要経済安保情報の提供の都度実施されるものであり、包括的にいかなる重要経済安保情報の提供も受けられるという認定ではないということでしょうか。
5-15	適合事業者認定の基準の統一化	一つの事業者が複数の行政機関から適合事業者認定を受ける可能性があるため、各行政機関が認定する施設設備の基準等についてできる限り統一化すべき。
5-16	適合事業者認定の起点	適合事業者認定され、その従業者に適性評価が行われる起点は、あくまで行政機関側の必要性の判断であって、行政機関側の必要性の判断がない状態で、事業者側が「セキュリティ・クリアランス」を求めて、適合事業者の認定を申請したり、従業者の適性評価のために名簿を提出したりすることは想定されていないという理解でよい。

番号	ご意見のポイント	ご意見の概要
5-17	合併等した場合の手続	適合事業者が合併や事業承継を行う場合、合併等の効力発生前に事前手続・届出は必要となるか。
5-18	契約(事情変更を認めた場合)	「(8)評価対象者に事情変更が生じた場合には、速やかにこれを契約先の行政機関における重要経済安保情報に係る重要経済安保情報管理者に報告すること」となっているが、別添1では適合事業者が従業者の事情変更を「認めた場合」に報告することになっているため、同様の記載にすべき。
5-19	行政機関による検査の具体的内容	「(10)適合事業者の認定後に行政機関により実施される定期的な検査の受入れに関すること」とあるが、行政機関が行う定期的な検査について具体的な内容等を示していただきたい。
5-20	保有させる場合の「同意」	行政機関が事業者から取得する「同意」には、①調査研究等を行うこと自体の同意、②調査研究等を通じて得られた重要経済安保情報を適合事業者として保有することの同意、の2つの意味を併せ持ち、かつ、この2つの同意は不可分のものであり、①には同意するが、②には同意しないといったことは想定されないということによいか。
5-21	保有させる場合の公募	不特定の事業者を対象とする公募型の事業として事業者を募集することは想定されるのか。公募の要件として、「適合事業者であること」を求めることはできないだろうが、「過去に適合事業者の認定を受けたことがあること」を求めることは可能なのか。
6-1	保護活用委員会の人選	重要経済安保情報保護活用委員会の人数や構成員選定の基準などが明らかではないため、第三者的な視点で重要経済安保情報の取り扱いの適正性を監督できるかどうか判断が難しい。
6-2	独立公文書管理監の独立性	独立公文書管理監は内閣府の中に置くのではなく、米国のように独立した機関として位置付けるべき。
6-3	通報を義務とすべき	「通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる」となっているが、指定の適正確保のため、不適切な指定に関しては通報義務があると明記すべき。
6-4	通報者の保護が不十分	公益通報した通報者が、非常に困難な立場に追い込まれる事態が多々見られることからして、今の「通報者の保護等」の規定では甚だ不十分で、独立性が高くかつ強い権限をもつチェック機関の存在が必要。
6-5	諮問会議の位置づけ	諮問会議には、内閣総理大臣の指揮下で保護活用委員会が議論したものが、いわば政府のフィルターがかかったものとして上がってくるため、体裁だけの会議となる危険性が高い。

番号	ご意見のポイント	ご意見の概要
6-6	諮問会議の人選	諮問会議の委員に法律の専門家は1名だけで、行政法の先生のみ。人権侵害の恐れがある法律の運用基準を策定するのであるから、憲法や刑法の専門家をメンバーに加えるべきだったのではないか。
6-7	情報監視審査会の規定がない	特定秘密保護法では両院に設置されている情報監視審査会の規定がこの運用基準案にはないので、情報監視審査会の審査・調査が及ぶことを記載すべき。情報監視審査会が政府に重要経済安保情報の提示を求めた場合には、政府による拒否は許されないことも明記すべき。
7-1	別添が読みにくい	別添1～別添3が非常に読みにくい。タイトルの大きさや行間などを工夫して、もう少し読みやすくしてほしい。
7-2	同意書の追記	適性があると認められた場合には、失効あるいは特段の事情変更や疑義を生じさせる事態が発生しない限り、同一の行政機関から提供される重要経済安保情報を取り扱うために何度も適性評価を受ける必要はない旨を別添1に記載してほしい。
7-3	同意書の追記	質問票の回答情報や適性があると認められなかった理由、調査により判明した個人情報、事業者には通知されない旨を別添1に記載してほしい。
7-4	質問票の記載例が必要	質問票の各項目について、記載例などを作成してほしい。 (勤務先の「番号」とはなにか、「連絡先」には評価対象者の本人の電話番号を書けばよいのか、代表の電話番号なのか)
7-5	続柄はどこまで書くのか	「続柄」にどこまでの対象を書けばよいのか分からない。
7-6	毀損活動を行う団体の例示	「重要経済基盤毀損活動を行う団体」について、評価対象者本人が認識していないケースもあるため、具体的な団体名や事例をお示しいただきたい。
7-7	外国人との交流	「評価対象者に、業務以外で繰り返し連絡を取ったり、会ったりしている外国政府関係者や外国人がいることが認められますか。」との記載があるが、このような記述は、すべての外国人との交流を問題視しているととられかねない。このような内容は削除し、外国人であること自体は問題視しない旨の記載を追加すべき。
7-8	特定秘密保護法の適性評価結果の記入	特定秘密保護法により適性があると認められた者は、5年間に限り、重要経済安保情報の取り扱えるのだから、特定秘密保護法の適性評価を受けたことがある旨も質問票に記載できるようにすべき。

番号	ご意見のポイント	ご意見の概要
7-9	結果通知書を分けるべき	「本人用の結果等通知書」に関して、適性があると認められた場合と認められなかった場合とでは通知書の内容が異なるので、通知書の様式は2つに分けたほうがよいのではないかと。
7-10	持分の定めがない法人の扱い	株主等を記入することになっているが、学校法人や一般財団法人など持分の定めのない法人も対象となる様式にすべき。
7-11	6か月前が間に合わない	申請日によっては、「申請の日の前6月以内の日」を満たせない場合があり、そのような場合は追加申請を可能とするなど猶予を設けてほしい。
7-12	役員の国籍や帰化歴	役員の国籍や帰化歴については企業側での実証性の担保が困難。本人の申告に基づくため、事後に齟齬が発見されても企業は責を負わない形としていただきたい。
8-1	刑事事件の弁護	法に関する刑事事件の弁護人に対し、重要経済安保情報の提供をなし得る旨を運用基準に記載すべき。
8-2	ガイドライン作成に向けたプロセス	今後ガイドライン等を策定していくにあたり、事業者の意見を反映するプロセスが重要と考えるため、事業者へのヒアリングや説明会等の開催時期を示してほしい。
8-3	支援のあり方	支援のあり方について記載がないが、有識者会議の最終とりまとめを踏まえ、「民間事業者等が政府からの協力要請に応じてCIIに触れることとなる場合など、経緯や実態も踏まえて、民間事業者等における保全の取組に対して合理的な範囲内で支援する」ことを追記すべき。
8-4	中小企業の過度な負担とならないように	中小企業を含む適合事業者施設設備の設置等を義務付けることになるが、それが中小企業等に過度な負担を生じさせることも懸念されるところであり、運用基準の内容は中小企業等に過度な負担を生じさせるものとならないようにすべき。
8-5	「証明書」の検討	むやみに対外公表しないという前提のもと、必要に応じて対外証明に使用できるような「証明書」(英語版含む)の発行を今後検討してほしい。また、その際は、「写真入り」としたり、「電子化」するなど不正利用されないような仕組みが必要。
8-6	内容不十分	運用基準案は、たった5人の委員による諮問会議と府省の事務次官等を集めた準備委員会で検討されたもの。広範な識者の意見や民意を反映したものではなく、政府のお手盛りの内容である。
8-7	法律の廃止	「経済安保・秘密保護法」であり、秘密保護法制の拡大により市民の知る権利への制限を拡大しようとするもの。また、民生技術の軍事転用を促進し、武器の国際共同開発を拡大させるもの。この悪法自体を廃止するよう求める。

番号	ご意見のポイント	ご意見の概要
8-8	法律の評価	法律は大いに評価している。
8-9	立法事実が不明	そもそもの立法事実が不明。
8-10	検討が拙速	時間をかけた熟議がなされず、拙速ともいうべきスピードで立法化が図られた。